

和泉市移動系防災行政無線設置等業務委託
仕様書

令和8年7月

和泉市

第1 総則

- 1 本仕様書は、和泉市（以下「発注者」という。）が、契約の相手方（以下「受注者」という。）に委託する和泉市移動系防災行政無線設置等業務委託について必要な事項を定める。
- 2 本仕様書に定めた事項に関して疑義が生じた場合、または本仕様書に定めがない細部については、発注者と協議の上、決定するものとする。なお、本仕様書に示されていない事項であっても事業遂行上、当然必要と認める事項は受注者の負担において処理するものとする。
- 3 受注者は、契約締結後、選定した公共安全モバイルシステム用無線端末（以下「無線端末」という。）の説明資料及び工程表（撤去作業を含む）等の提出を行い、発注者の了承を得ること。
※「公共安全モバイルシステム（以下「本システム」という。）」は、携帯電話技術を活用した公共安全機関（電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 56 条第 1 号に掲げる機関及びこれに相当する機関をいう。以下同じ。）向けの通信システムである。
- 4 受注者は、整備業務に関する諸法令を遵守し、整備業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用適用は受注者の責任において行うこと。
- 5 受注者は、本仕様書に基づき設定し、設置する装置及び設置作業並びにソフトウェア等に係る第三者の有する特許法、実用新案法もしくは意匠上の権利及び技術上の知識を侵害することのないよう必要な措置を講じるとともに、その使用について全責任を持つこと。

第2 業務概要

1 目的

本業務は、大規模災害時において民間通信網（固定電話、携帯電話等）の輻輳や通信規制、停電が発生した場合であっても、非常時の連絡手段を確保するために必要な通信システムの整備を目的とする。

なお、本システムは、災害発生時等の際は、公共安全機関間相互の情報共有・連携の実現が期待され、平時においても、業務上の各種連絡で携帯電話としても利用可能なものとする。

2 業務範囲

受注者は、本仕様書に基づき、機器調達、製作、据付、公共安全モバイル回線の提供、撤去及び処分、総合調整各種作業をすべて行うものとする。

なお、公共安全モバイルシステムの導入にあたり生じる必要経費（登録料及び回線契約に係る事務手数料）については、本契約に含むこと。

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 9 日までとする。

なお、既設機器（MCA アドバンス）の撤去及び解約手続きについては、令和 9 年 2 月 2 6 日までに完了すること。

4 履行場所

発注者が指定する場所

5 実施体制

本業務を確実に履行できる体制を設け、実施体制表・工程表を順守して業務を履行すること。また、必要に応じ、作業経過を発注者に報告するとともに、発注者から報告の要請があった場合も同様に対応すること。

6 検査及び検収

発注者が実施する検査をもって検収とする。

第 3 業務内容

1 既設機器の撤去及び処分

(1) 撤去機器

「別紙 1 配備場所一覧表」に配備している次の機器を撤去すること。

なお、「71 和泉市立市民体育館」及び「72 和泉市立コミュニティ体育館」、「73 中央消防署」については、既存機器の設置がないため、撤去業務の対象外とする。その 3 台分の既存機器は、「貸出用無線機 10～12」として和泉市役所本庁舎に設置している機器を撤去すること。

	品目	数量	備考
1	無線端末 型名：KC-PS701	8 2 台	
2	充電台 型名：ODPS701	8 2 台	
3	3 素子八木型アンテナ 型名：3BD-930A	6 9 基	
4	車載用アンテナ 型名：HMG-930A	1 0 基	
5	ノート PC、周辺機器	7 台	

(2) 撤去後の無線機等は、受注者が責任を持って廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適法に処分し、処分に関する費用も負担すること。また、必要に応じて証明書の写しを提出すること。

(3) ノート PC の処分については、記憶媒体の破壊も含む。破壊場所の指定はしないが、破壊後は証明書を作成し、発注者に提出すること。

(4) 撤去後に跡が残った場合は目立たないように修復すること。修復にかかる費用は、受注者の負担とする。

2 機器の調達

「別紙2 機器調達の要件」を全て満たした機器及びアプリケーション（以下「アプリ」という。）の選定を行い、次の数量の機器調達を行うこと。

	品目	数量	備考
1	無線端末	82台	端末本体以外にバッテリー、USB充電器を含む
2	卓上ホルダー（充電台）	82台	
3	ディスプレイ保護フィルム	82枚	無線端末に装着の上納品
4	ロングストラップ	82個	
5	車載ホルダー	10台	
6	車載用スピーカーマイク	10個	
7	シガーソケット（USB ケーブル含む）	10個	
8	指令局用管理タブレット型 PC、周辺機器	5台	
9	モバイル Wi-Fi ルーター	1台	

3 機器の設定

調達した機器について、大規模災害等において民間通信網（固定電話、携帯電話等）の輻輳や通信規制、停電が発生した場合に使用できるよう、以下の設定等を行うこと。

（1） 端末の初期設定

SIM 設定・APN 設定等、無線端末を使用するために必要な初期設定を行うこと。

なお、受注者は発注者への災害時優先電話の提供可能数を契約元と協議し、結果を発注者へ報告すること。

（2） トランシーバーアプリの導入

「別紙2 機器調達の要件」を満たすトランシーバーアプリに係るインストール・グループ作成などの各種設定等の必要な作業は全て行うこと。また、アプリの利用契約は、本システムの通信契約及びモバイル Wi-Fi ルーターと同一の契約内で締結できること。

（3） アプリ・インストールの許可設定

MDM アプリまたは OS 機能を使用し、アプリの起動制限及びインストール制限等の設定を行うこと。設定内容の詳細は、発注者と協議の上決定する。

4 操作マニュアル及び電話番号簿等の作成

（1） 操作マニュアル（作成部数：82部）

本システムの運用に必要な無線端末の基本動作（発着信、携帯電話網の選択方法等）及びトランシーバーアプリの操作マニュアルを作成すること。なお、作成に当たって

は、操作画面のキャプチャや作業状況の写真などを使用し、初めて使用する者が視覚的に理解できる構成とすること。製品付属の取扱説明書のコピーに終始しないこと。

(2) 電話番号簿（作成部数：82部）

システムを構成する無線端末の電話番号簿を作成すること。

(3) 災害時優先電話の電話番号簿（作成部数：2部）

災害時優先電話の対象となる電話番号及び提供する携帯電話会社名等をまとめた一覧表を作成すること。

5 機器等の配置

(1) 機器のラベル貼付

発注者が指示する印字内容に従い、受注者にてラベルの準備及び貼付等の必要な対応を行うこと。

(2) 機器の設置

発注者と協議の上、機器及び操作マニュアル等を発注者が指定する施設（「別紙1 配備場所一覧表」参照）に適切に設置すること。なお、災害時優先電話を付与されたSIM をどこの施設分とするかは、発注者から指定する。

6 技術指導

市職員、町会、関連する設置施設担当者に機器の取り扱い等について、発注者からの指示に従い、適宜、説明会を実施し指導を行うこと。

7 安全管理

(1) 受注者は、本設備の設置にあたり「労働安全衛生法」その他関係規則に従い、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生防止に努めるものとする。

(2) 業務期間内の機器、工具等の保管は受注者の責任で行うものとする。

(3) 作業中の事故について、発注者は一切その責任を負わないものとする。

8 諸手続等

既設機器の廃局等、監督官庁への手続きに必要な資料等は、受注者が準備し手続きを行うものとする。また、手続きにかかる代行費用は、受注者が負担することとする。

第4 成果物の納入

受注者は、発注者が指定する期日までに次の書類を提出すること。

また、本業務の全てが完了後、成果物1～8（5を除く。）を、令和9年3月19日までにDVD（1枚）で納品すること。

1 体制表、工程表（撤去作業を含む）

・・・契約後3週間以内

- | | | |
|---|---------------------------|--------------|
| 2 | 整備機器の選定説明書（要件を満たす根拠資料） | ・・・契約後3週間以内 |
| 3 | 整備機器の説明資料 | ・・・契約後1ヶ月以内 |
| 4 | ドキュメント | ・・・令和9年3月19日 |
| | ・操作マニュアル（82部） | |
| | ・電話番号簿（82部） | |
| | ・災害時優先電話の電話番号簿（2部） | |
| 5 | 納品機器 | ・・・令和9年3月19日 |
| | ・無線端末（82台） | |
| | ・卓上ホルダー（充電台）（82台） | |
| | ・ディスプレイ保護フィルム（82枚） | |
| | ・ロングストラップ（82個） | |
| | ・車載ホルダー（10台） | |
| | ・車載用スピーカーマイク（10個） | |
| | ・シガーソケット（USB ケーブル含む）（10個） | |
| | ・指令局用管理タブレット型 PC、周辺機器（5台） | |
| | ・モバイル Wi-Fi ルーター | |
| 6 | 試験・検査・成績書・業務委託完了届 | ・・・令和9年3月19日 |
| 7 | 撤去後の無線機等の廃棄に関する証明書 | ・・・令和9年3月19日 |
| 8 | その他発注者が必要とする資料 | ・・・随時 |

第5 保守・障害対応

- 1 無線端末について、水没や落下等の物損故障、その他の自然故障の際に、機器の交換等の対応を含む5年間の補償サービスに加入すること。補償サービスに関する費用は本契約に含むこと。
- 2 モバイル Wi-Fi ルーターについては、メーカー保証の範囲内とする。（ハードウェアに欠陥があった場合は、新品もしくは修理済みのものと交換すること。）
また、納品完了の日から起算し、1年間の瑕疵担保期間を設けることとする。
- 2 利用者からの各種問い合わせに対応する窓口を設置し、電話、メール、Web 等により対応すること。また、障害発生時に必要となる24時間365日受付可能な体制を、緊急連絡先として提出すること。

第6 その他

- 1 本仕様書に掲げる機器納品のほか、回線開通手続き及び既設無線機の廃局手続きを行うこと。
- 2 納品検査前に発生する通信費、電波利用料は、受注者が負担すること。
- 3 機器据付の不完全、機器の欠陥に起因する不具合及び隠れた瑕疵等について、引き渡

しの翌日から起算して1年間の補償の責に任じ、無償で遅滞なく修理、交換復旧等の対応を受注者の負担で行うこと。ただし、発注者の責任に帰すべき事由により発生したものについてはこの限りではない。

- 4 設備の設置位置、方法の変更等により仕様の変更が必要な場合、発注者の承認を得るものとする。なお、当変更による契約金額の増加は認めない。ただし、関係省庁の指導及び発注者の指示による場合は、別途協議するものとする。